

**第5次飛島村総合計画後期基本計画
及び第3期飛島村地方版総合戦略
策定方針
(案)**

令和8年7月

I 第5次飛島村総合計画後期基本計画等の策定方針

1. 計画策定の趣旨

飛島村では、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とする「第5次飛島村総合計画」を策定し、基本構想に掲げる「達成すべきビジョン」の実現に向けて、総合的かつ計画的なむらづくりを進めています。

第5次飛島村総合計画は、計画の目標年度である令和14（2032）年度で達成すべきビジョンとして示した「村の将来像」「人口指標」「グランドデザイン」、そしてむらづくりの基本的な政策を示した「基本構想」と、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す「基本計画」で構成されています。

このうち、基本計画は前期・後期の各5年間で構成されており、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを「前期基本計画」と位置づけています。前期基本計画は、令和9（2027）年度をもって計画期間の満了を迎えることから、令和10（2028）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とする「後期基本計画」を策定する必要があります。

この間、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル技術の進展、災害の激甚化、産業構造や働き方の変化など、本村を取り巻く社会経済情勢は変化を続けています。また、住民、村内で働く人、企業・事業者、関係人口など、本村に関わる多様な主体のニーズや課題も変化しており、前期基本計画の成果と課題を検証したうえで、後期の5年間における施策の方向性を明確にすることが求められています。

さらに、地方創生の推進にあたっては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び県の総合戦略を勘案しながら、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に進めることが求められています。本村では、現行計画において、基本計画における重点施策として地方版総合戦略を位置づけており、後期基本計画においても、この方向性を継承していくものとします。

このたび策定する「第5次飛島村総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」は、第5次飛島村総合計画の基本構想、前期基本計画及び第2期飛島村地方版総合戦略を評価・検証した上で、社会経済情勢の変化、住民等の意向、国・県の動向を踏まえ、令和10（2028）年度からの5年間で取り組んでいくべき施策を明らかにします。

2. 計画の位置づけ等

- ① 後期基本計画は、本村の最上位計画である第5次飛島村総合計画の基本構想において「達成すべきビジョン」として位置づけた「村の将来像」「人口指標」「グランドデザイン」を実現するために、令和10（2028）年度から令和14（2032）年度までの5年間にわたる村政運営の基本指針となるものです。村の各分野における個別計画や施策・事業は、後期基本計画との整合を図りながら推進します。
- ② 後期基本計画は、前期基本計画の成果と課題を検証したうえで、社会経済情勢の変化、住民等の意向、国・県の動向等を踏まえて策定します。策定にあたっては、総花的・羅列的なものとするのではなく、施策の優先順位づけや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、後期の5年間で重点的に取り組むべき施策を明らかにします。また、予算編成に向けて実施計画の評価との連動を図ることにより、計画の実効性を高めます。
- ③ 後期基本計画においては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」を包含します。国及び県の動向を踏まえながら、本村の実情に応じた目標設定、重要業績評価指標（KPI）等の整理、効果検証と改善につなげます。また、住民、村内で働く人、企業・事業者、関係団体、行政など、本村に関わる多様な主体がそれぞれの役割を担い、協働によるむらづくりを進められるよう、その仕組みづくりに向けた取組を位置づけます。

3. 計画の構成・期間

第5次飛島村総合計画における基本構想とともに、その実現に必要な施策を体系化した、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる基本計画の二層で構成します。なお、基本計画における重点施策として、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」を含むものとします。

基本構想は計画期間を令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間とし、後期基本計画は基本構想期間の後期に相当する令和10（2028）年度から令和14（2032）年度の5年間とすることにより、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる計画とします。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				

4. 計画策定の過程で重視する視点

後期基本計画の策定にあたっては、以下4つの視点を重視します。

(1) わかりやすい・伝わる計画づくり

時代潮流に柔軟に対応すべく、施策の優先度と重要度を念頭に置きながら、本村が「達成すべきビジョン」として掲げる内容と、その実現に向けた方向性をわかりやすく住民に伝えることのできる計画づくりを目指します。

(2) 前期基本計画の評価・検証を踏まえた計画づくり

前期基本計画に掲げた施策・事業の進捗状況や計画指標の達成状況とともに、地方版総合戦略に位置づけた数値目標や重要業績評価指標（KPI）の達成状況を踏まえ、後期基本計画5年間で継続、見直し、重点化すべき取り組みを明らかにする計画づくりを目指します。

(3) 住民等の意見を反映し、参画を促す計画づくり

審議会における意見交換や、各種アンケート調査（住民、飛島学園、村内勤労者、事業所）により、住民や、村に関わる方々の意見を広く求めながら、身近な計画づくりを目指します。さらに策定後も参画の続く、むらづくりの実践・協働を促す計画づくりを目指します。

(4) 経営の視点による成果・実効性を重視した計画づくり

行政経営の視点により、「達成すべきビジョン」の実現に向けた取組を設定し、そのための実効性ある計画づくりを目指します。

Ⅱ 第5次飛島村総合計画後期基本計画等の策定体制

1. 策定会議等の体制

後期基本計画を策定するにあたり、必要な事項の調整・検討などを行うため、次の会議等を設置します。

(1) 飛島村総合計画審議会

飛島村総合計画審議会は村長の諮問機関として、公共的団体の代表や学識経験者等により構成し、計画策定において基本となるべき事項、実施に関して必要な事項などの重要事項に対してご審議いただきます。また、庁内策定委員会において調整した計画案について最終的な答申をいただきます。

(2) 総合計画策定委員会（庁内策定委員会）

総合計画策定委員会は、副村長、教育長、部長、課長級職員で構成し、事務局の作成する計画素案について協議し、審議会に提案します。また、計画案についての最終確認を行います。

(3) 住民等の参画・意見把握

計画素案について、住民からの意見を収集するため、パブリックコメントを実施します（※令和9（2027）年度実施予定）。また、住民の声を村政に反映する場として、住民ワークショップを実施します。

また、次に示す各種アンケート調査を実施することで、広く本村に関わる方のご意見を把握します。

2. 基礎調査等の内容

①-1 住民アンケート調査の実施・結果分析

村内在住の 16※歳以上の住民 1,500 人を対象としてアンケート調査を実施し、村の施策に対する住民の評価、必要となる施策の方向性等を住民意識としてとりまとめます。

※事務局で誤り修正

①-2 飛島学園アンケート調査の実施・結果分析

飛島村の未来を担う飛島学園の生徒（後期課程）150 人を対象としてアンケート調査を実施し、生徒自身の将来や、村の未来についての考えなどを把握してとりまとめます。

①-3 勤労者アンケート調査の実施・結果分析

村内事業所に従事する 1,000 人の勤労者を対象としてアンケート調査を実施し、村の施策に対する評価や必要となる施策の方向性等を把握してとりまとめます。

①-4 村内事業所アンケート調査の実施・結果分析

村内の 300 事業所を対象としたアンケート調査を実施し、村内事業所からの視点による行政施策への評価や課題等を把握します。

② 統計的現状把握・社会経済動向分析

本村の概況などの各種資料、国勢調査等の各種統計及び国、県の関連計画、総合戦略等や村の個別計画により現状を把握し、計画策定の基礎とします。

③ 各課ヒアリング（前期基本計画の検証）

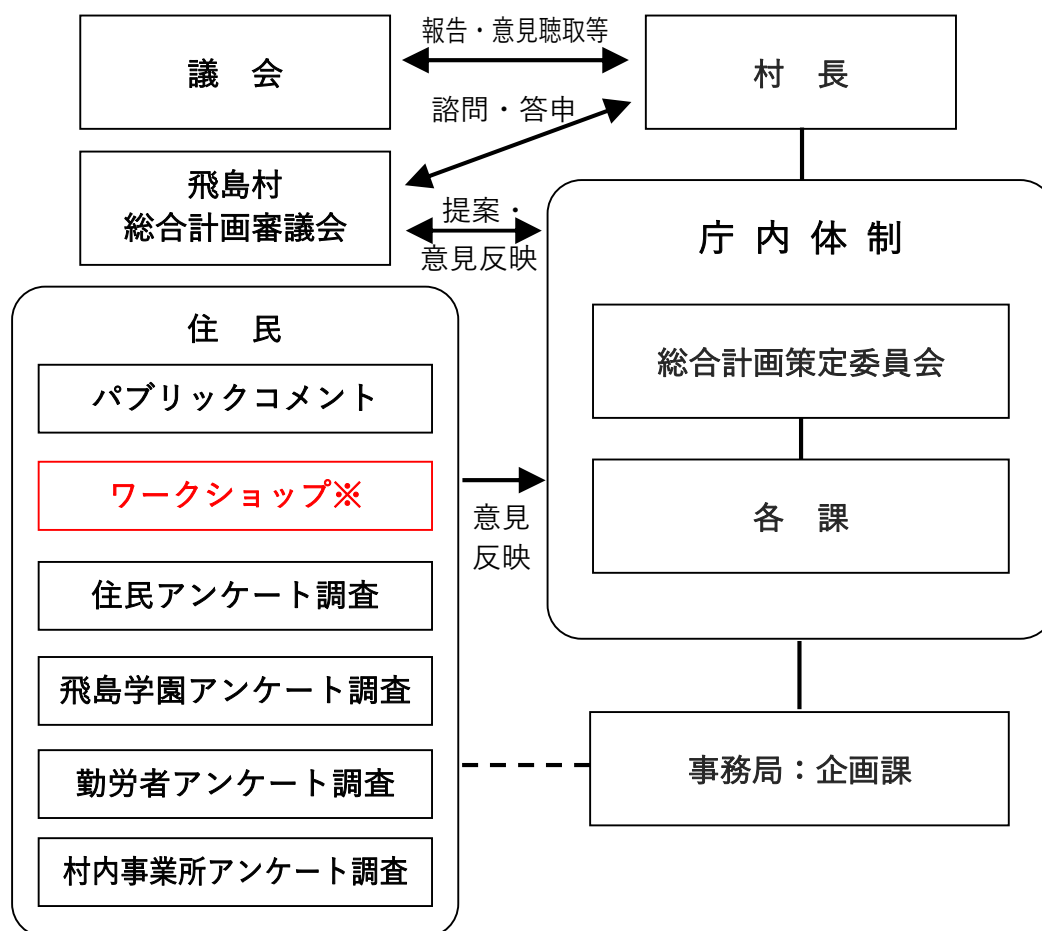
毎年度進めている実施計画に基づいた進捗評価のみならず、前期計画期間について

の評価・検証を行うことにより、後期基本計画の策定にあたって重要な視点を検討・確認します。

④ 将来フレームの予測

飛島村人口ビジョンにおける推計値と実績値の分析・検証を行うとともに、人口の将来予測を行い、計画期間中のフレーム設定を検証し、必要に応じて見直しの方向性を整理します。

■総合計画策定体制図



※7/10 開催 総合計画審議会における委員の指摘を受け修正